

民生用核物質の陸上輸送のセキュリティに関するグッド・プラクティス指針（概要）

（作成国：カナダ，フランス，日本，韓国，米国）

1 前文

（1）背景

2014年にオランダのハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットの機会に、輸送セキュリティ・ギフト・バスケット参加国（フランス，日本，韓国，英国，米国）の首脳が共同声明を発出し、全ての輸送モード（陸上，鉄道，海上，及び航空）についての机上演習の実施を検討する意図を表明し、グッド・プラクティスをIAEAや他の国々と共有することを提案した。

上記の共同声明を受けて、2016年核セキュリティ・サミットの輸送セキュリティ作業グループで、4つの輸送モードに関し、米国は航空輸送，日本は陸上輸送，カザフスタンは鉄道輸送，英国は海上輸送の主導国となり、机上演習を実施することとなった。

特に、これらの演習は輸送中の未照射の民生用核物質の区分1及び2の防護の実用的な適用に焦点を当てている。なお、核物質防護条約上の加盟国の義務が満たされていると仮定している。

（2）構成

日本が主導した陸上輸送机上演習で議論された情報を反映し、民生用核物質の陸上輸送を安全に計画するための一般的なアドバイスを提供する。指針は、事前計画・調整・ロジスティクス，輸送の実施，緊急時対応及び事後分析で構成されている。

（3）日本が実施した演習

陸上輸送の机上演習の最終版，核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則，及び核燃料物質等車両運搬規則は附属書に示される。

2 事前計画・調整・ロジスティクス

（1）危機管理対応計画

事前に危機管理対応計画を定め、地方の当局が国家機関と協力して適切な調整を組織し、事前に演習を行うべき。

（2）車列の構成

車列とは別途支援車の派遣を検討し、緊急時対応のため専門家が乗車すべきこと，車列の見張りの配置，放射線事故に備えた機器の携行を推奨。

（3）車両

車両は安全基準を満たすとともに、核物質輸送防護計画に基づく措置が確実にとられるべき。輸送計画は当局に事前提出し、運行前に当局による確認を実施。

（4）輸送物

輸送物は安全基準を満たし、適切な水準の堅牢性と重量が必要。また適切に認証を

受け、出発時に積み込み及び固縛の状況を確認すべき。

(5) ルート

輸送計画は輸送距離及び時間を最小にし、道路工事・交通量等の様々な要素を考慮に入れた複数の輸送ルートが必要。同時に他者に特定されないルートが要求される。

(6) 情報共有、情報セキュリティ

当局の脅威情報は、適切な対応のため、輸送の規制当局に共有される。事前に全ての関係者を特定し、情報共有の範囲を確認し、特定の関係者に必要な範囲の情報のみを共有すべき。

(7) 連絡

暗号化された通信手段が複数あり、出発前に確認されることを推奨。出発前会議における確認および、出発前会議後の実際の使用が重要。

(8) 出発前確認

出発前に当局及び輸送人が参加する出発前セキュリティ会議を開催し、日程の予備調査を実施すべき。警備会社は秘密裏な調査を車列出発直前に実施し、ルートの状況を確認すべき、輸送物が車両に適切に結びつけられているか出発前に確認すべき。

3 輸送の実施

(1) 輸送管理センター (TCC)

TCCは全ての輸送プロセスの間、常に人を配置し、決断し、情報を収集し、共有できるべき。TCCと輸送隊の調整についてルート決断等に完璧な調整が求められる。

(2) 警戒時間

警戒時間は知るべき関係者間で完璧に共有される。

(3) 運搬責任者との連絡

TCCは全ての関係者との通信とともに、輸送指揮官との通信を優先させるべき。

(4) 追跡

車両の追跡はリアルタイムでなされるべき。特に区分1の輸送においては衛星追跡システムを推奨。

(5) 事故

車両の故障の場合、運搬人は修理またはレッカー車を手配する責任を有する。当局は代替セキュリティ措置が取れる場所に導く必要な機材を提供すべき。

4 緊急時対応

(1) 自然災害時

輸送をとめるかどうかを決定するのは運搬責任者の責任であり、運搬責任者はTCCに報告する。

(2) 妨害破壊行為及び無許可の移転

妨害破壊行為が発生した場合、輸送区分に関わらず、核物質輸送は最も近く安全な

場所まで移動し続けることが期待される。

(3) 放射線影響への対応

地域住民への影響を最小限にするような対策が国レベルで行われるべき。輸送隊は放射線計測機器を携帯すべき。出発地が特に近い場合、引き返すことを特に優先。

(4) 他の輸送モードとの協調

陸上輸送から海上輸送へ引き継がれる場合等には切れ目の無いセキュリティ対策が必要。あらかじめ引き継ぎ方法、情報共有等を取り決めておくべき。

5 事後分析

核物質輸送後、輸送事業者はレビューを行い、次の輸送のために常に改善を検討すべきである。規制当局及び法執行機関もまた、それぞれにレビューを行い、規制やセキュリティ計画の改善を行うべき。

附属書1：2016年核セキュリティ・サミット・ギフト・バスケット陸上輸送机上演習

附属書2：核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

附属書3：核燃料物質等車両運搬規則